

# 精神科救急医療システムについて

健康福祉局精神保健課

## 1 神奈川県精神科救急医療システム

精神科救急患者の円滑な医療及び保護を図るため、精神疾患の急激な発症や精神症状の悪化などにより、早急に適切な医療を必要とする精神科救急患者等の相談に応じ、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「法」）に基づく診察の実施、精神科医療施設の紹介、必要な医療施設を確保する、神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市が協調して運営している。（別紙体制図参照）

### (1) 救急の分類

救急の程度		状 態
ソフト	初期	精神症状の悪化により外来診療のみで入院を要しない者 (自傷他害の恐れのないもの)
	二次	精神症状の悪化により患者の同意による任意入院、医療保護入院を要する者 (自傷他害の恐れのないもの)
ハード	警察官通報 (法 23 条) (三 次)	自傷他害の恐れがあって警察に保護され、調査の結果、措置入院の要否についての診察が必要と判断された者

### (2) 救急の相談・受付窓口

- 各区保健福祉センター 平日の日中時間帯は、ソフト・ハードとも対応
- 精神科救急医療情報窓口 市民からの相談に対応。4 縣市共同で設置  
(平成 19 年度から平日深夜も対応)
- 警察官通報受付窓口 警察官通報専用 (非公開)。4 縣市共同で設置
- ※ ソフト救急は原則相談者が病院へ搬送する。ハード救急は行政が対応し搬送する。

